

# 公益社団法人自動車技術会 技術教育賞規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）定款第45条の規定に基づき、定款第5条第7号の事業の一つとして行う技術教育賞の募集、授賞に関する事項を定めることを目的とする。

### (意義)

第2条 技術教育賞は、学校教育・社会教育における自動車に関する技術者教育・人材育成の向上発展を奨励することを目的とする。

### (種類)

第3条 賞の名称は、「技術教育賞」とする。

## 第2章 募集

### (対象となる者の資格)

第4条 技術教育賞の対象は、それぞれ以下の通りとする。ただし、既に本賞を受賞した者は除く。

- (1) 自動車に関する研究開発、技術創造、ものづくりなどにおいて、優れた活動・成果をあげた学生・生徒の指導、育成をした個人若しくはグループ。
- (2) 自動車に関する研究開発、技術創造、ものづくりなどにおいて、優れた活動・成果をあげた若手技術者の指導、育成をした個人若しくはグループ。
- (3) 技術者教育・人材育成プログラムの創設や教材開発および普及に貢献し、その功績が顕著な個人若しくはグループ

### (募集方法)

第5条 技術教育賞の応募者の募集は、募集要項を会誌「自動車技術」等に告知して行うこととし、募集期間は別途処理基準に定める。

2 応募は、本会会員（賛助会員を含む。）の推薦による。ただし、本人の申請によることもできる。

## 第3章 選考

### (選考)

第6条 選考にあたっては、その活動および業績が、学校教育・社会教育における自動車に関する技術者教育・人材育成の向上発展に寄与した程度を考慮して行う。

2 選考基準ならびに選考方法は、別途処理基準に定める。

### (授賞件数)

第7条 授賞件数は、原則として3件以内とする。

### (選考委員会)

第8条 受賞候補の選考は、前2条に基づき選考委員会が行う。

### (選考委員)

第9条 選考委員会の委員長及び委員は、教育会議の議決を得て、教育会議議長が委嘱する。

2 委員長及び委員の任期は、委員任命後授賞式当日までとし重任を妨げない。

(受賞者の決定)

第10条 受賞者の決定は、その年の授賞式の30日前までに行い、教育会議議長は、受賞候補及びその選考経過を表彰会議に報告する。表彰会議はこれを承認した上で受賞者を決定し、理事会に報告するものとする。

#### 第4章 守秘義務

(委員の守秘義務)

第11条 選考委員会の委員は、委員として知り得た事柄を他に漏らしてはならない。

#### 第5章 授賞

(授賞及び紹介)

第12条 授賞は、決定した年の春季大会において行う。

2 受賞者には会長より賞状または記念盾を授与し、受賞内容を会誌「自動車技術」及びホームページ等に掲載する。

#### 第6章 補則

(処理基準)

第13条 賞の対象となる活動、推薦書及び申請書の様式、募集期間、選考基準ならびに選考方法及びその他この規則の実施に関し必要な事項については、自動車技術会技術教育賞処理基準に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、2009年5月1日から施行する。
- 2 公益社団法人への移行登記により、名称変更を行う。(2011年4月1日登記)
- 3 第10条の変更は2023年1月27日より施行する。(第4回理事会議決 2023年1月27日)